

2023年9月20日

公立大学法人長野大学
理事長 平井利博 様

ピースアクションうえだ事務局
代表 鳥毛 道夫
同 大村 忠嗣

私どもの2023年6月20日付要望書に対して、同年7月14日付にて回答をいただきましたことに御礼を申し上げます。

しかしながら、その後検討いたしました。私どもの質問に正面から答えていただいたとの結論には至りませんでしたので、ここに再度質問をさせていただきます。

1. 回答に関する見解

- ① 回答は、その第一段落にて「懲戒処分にかかる減給の訂正については、・・・現在も、係争中」でありますとし、事実を捻じ曲げてはいませんか。事実は、減給規模が労基法違反であるため訂正したが、懲戒処分自体については、その適法性・妥当性などについて係争中ということではありませんか。
- ② 私どもの要望は、労基法の限度を超えた懲戒処分が科されたというあるまじき大失態が生じた事態に着目し、「なぜそのようなことが起きてしまったのか」の説明を求めたものです。懲戒処分自体の適法性、妥当性などについては触れておりません。その点については、法廷において双方が大いに主張し、裁判所の公正な判断を仰げばよいと考えております。
- ③ 第二段落以降についてはとても検討するに値しないものですが、賞罰審査委員会などでも慎重な審議をしてきたともしており、そのような様々なシステムが機能せず「労基法さえ検討せずに処分」してしまっただということが益々明らかになってしまったと言えます。「当法人の理事会は、関係法令を遵守して適切に運営されています。事実でないことを鵜呑みにされないようお願いいたします」と結んでいますが、労基法違反をしてしまったということさえ忘れてしまった、とても恥ずかしい言い様だと思いますがどうでしょうか。
- ④ 総合的な見解としては、「著名な科学者でもある貴職の回答とはとても思えないもの」と考えるのが妥当であるとの結論に至りました。

2. 再質問の内容

- ① 懲戒処分は「第三者委員会の判断」、「長期にわたる賞罰委員会での慎重な審議」を経ており、「関係法令を遵守して適切に運営」されている理事会において決定されたと説明していますが、それでもなお労働基準法の限度を超える懲戒処分が決定された理由は何ですか。
- ② 「事実でないことを鵜呑みにされないように」と述べていますが、私どもの質問内容で事実でない部分を具体的に指摘してください。

3. 回答期日などについて

回答は10月18日までをお願いいたします。

なお、前回同様に質問並びに回答は公開させていただきます。

以上